

平成20年11月28日

アクセス制御機能に関する技術の研究開発情報の提供のお願いについて

国家公安委員会、総務大臣及び経済産業大臣は、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」第7条第1項の規定に基づき、アクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況を毎年2月に発表しております。

今年度も例年同様に来年2月の公表を予定しております。つきましては、本日より当該公表資料に掲載するためのアクセス制御機能に関する研究開発情報の提供をお願いいたします。

1. 情報の提供をお願いするアクセス制御機能は、以下の3種類とします。
 - 1) ファイアウォール技術
 - 2) 侵入検知技術
 - 3) その他認証技術等
2. 情報の提供をお願いする期間は、平成20年11月28日(金)より、平成20年12月26日(金)までとします。
3. 詳しくは、別添の要領を御確認下さい。

(本発表資料のお問い合わせ先)

商務情報政策局情報セキュリティ政策室長 三角 育生

担当者：黒田、金谷

電話：03-3501-1511(内線 3964)

03-3501-1253(直通)

報 道 資 料

平成 20 年 11 月 28 日

警 察 庁

総 務 省

経 済 産 業 省

アクセス制御機能に関する技術の研究開発情報の募集について

1 目的・背景

平成 11 年 8 月に成立した「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」（以下「不正アクセス禁止法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、国家公安委員会、総務大臣及び経済産業大臣は、アクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況を公表しております。

つきましては、その公表資料に掲載するためのアクセス制御機能に関する研究開発情報を募集します。

なお、受け付けた情報は、不正アクセス対策実施の参考に資するため、3 省庁で公表する資料に掲載されます。

[参考] 不正アクセス禁止法（抜粋）

第七条 国家公安委員会、総務大臣及び経済産業大臣は、アクセス制御機能を有する特定電子計算機の不正アクセス行為からの防御に資するため、毎年少なくとも一回、不正アクセス行為の発生状況及びアクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況を公表するものとする。

2 前項に定めるもののほか、国は、アクセス制御機能を有する特定電子計算機の不正アクセス行為からの防御に関する啓発及び知識の普及に努めなければならない。

2 応募要領

(1) 対象技術

募集するアクセス制御技術は、以下の 3 種類とします。なお、今回募集する技術の対象は、ネットワークに接続された電子計算機における電子的なアクセス制御に関するものであり、物理的なセキュリティ対策等は含みません。

- 1) ファイアウォール技術
- 2) 侵入検知技術
- 3) その他認証技術等

なお、対象技術は研究開発途中のものは含まず、既に完成し実際に活用されているもの及び活用が可能なものに限ります。

また、警察庁、総務省又は経済産業省の予算で実施している事業については、別途提出依頼を行いますので、本募集による資料の提出は不要です。

(2) 募集内容

アクセス制御技術の概要、開発企業名、連絡先（電話、ホームページURL等）等とします（詳細は別紙の応募様式参照）。

なお、募集内容はアクセス制御技術の概要であって、製品名、商品名等に関することは含みません。

(3) 応募方法

ア 応募手順

別紙の応募様式（警察庁、総務省、経済産業省のホームページからダウンロード可）により作成し、印字したものに社印を押印した応募資料（1部）を、当該応募資料の電子ファイルを記録した記録メディア（電子メールの添付ファイルを含む）を添えて提出してください。

なお、提出された記録メディアは返却いたしません。様式は、次のいずれのURLからでもダウンロードできます。

<http://www.npa.go.jp/cyber/>

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/security/security.html

<http://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/index.html>

イ 応募資料送付先

以下のいずれかの宛先に送付してください。

警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課 〒100-8974 千代田区霞が関2-1-2
総務省情報流通行政局情報セキュリティ対策室 〒100-8926 千代田区霞が関2-1-2
経済産業省商務情報政策局情報セキュリティ政策室 〒100-8901 千代田区霞が関1-3-1

ウ 提出締切

平成20年12月26日（金）（必着）

(4) 留意事項

ア 応募及び公表は全て日本語で行うこととします。

イ 応募内容に不備があるものや、公表の趣旨に照らし相応しくないものについては、公表対象としないことがあります。

また、場合によっては、当方から電話等により記入内容に関して照会させていただくことがあります。

3 今後の予定

上記期限までに提出された応募内容を取りまとめ、平成21年2月に3省庁から公表します。

なお、来年度以降も不正アクセス禁止法の趣旨に基づき継続して本公表事業を実施する予定です。

4 応募先及び問い合わせ先

	警察庁	総務省	経済産業省
担当	生活安全局 情報技術犯罪対策課	情報流通行政局 情報セキュリティ対策室	商務情報政策局 情報セキュリティ政策室
住所	〒100-8974 千代田区霞が関2-1-2	〒100-8926 千代田区霞が関2-1-2	〒100-8901 千代田区霞が関1-3-1
電話	03-3581-0141 内線 3436	03-5253-5749	03-3501-1253
FAX	03-3581-4093	03-5253-5752	03-3501-6639
電子メール	cyber@npa.go.jp	itsecurity@ml.soumu.go.jp	it-security@meti.go.jp

* 昨年の「アクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況」については、次のアドレスからアクセスできます。

<http://www.npa.go.jp/cyber/statics/h20/pdf40.pdf>

http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/080229_6.html

<http://www.meti.go.jp/press/20080229010/20080229010.html>

平成 年 月 日

(3 省庁のいずれかの応募先を記入) 御中

申請者 住 所
名 称
代表者

印

アクセス制御機能に関する技術の研究開発状況の提出について

平成 2 0 年 1 1 月 2 8 日付で公募のあった、標記技術に関する研究開発状況について、別紙のとおり提出します。

(別紙様式)

企業名(及び略称)	
代表者氏名	
所在地(郵便番号及び住所)	
関連部署名及び電話番号	
U R L	
対象技術	技術開発状況
(注1)	(注2)

注1：対象技術には、以下の3つのカテゴリから選定して記述のこと。

なお、その際に、開発年をこの欄に併せて記述すること。

- ・ファイアウォール技術
- ・侵入検知技術
- ・その他認証技術等

注2：事業規模等にかかわらず、この表の範囲内で記述のこと。